

下松商工会議所

職場における熱中症防止対策補助金



市内中小企業者が熱中症防止対策のために要した経費に対し、**最大 3 万円**まで補助金を交付します！

申請期間	令和8年7月1日(水)～令和8年9月30日(水) ・但し、予算額に達した場合は、受付を終了します。 ※不備のない提出書類を先着順で受け付けます
対象者	市内事務所等で事業を営む中小企業者又は市内下松商工会議所会員 ※詳細は裏面に記載
補助内容	補助金額：上限3万円(1,000円未満切り捨て) 補助率：対象経費の1/3
補助対象期間	令和8年7月1日(水)～令和8年8月31日(月)
対象事業	上記補助対象期間内に下記物品を現金又は銀行振込により購入し、職場における熱中症防止対策として設置又は利用する取組
対象経費 (消費税及び地方消費税を除く)	下記物品の購入に係る経費を対象とします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">WBGT測定器・工場扇・扇風機・スポットクーラー・電動ファン付作業服・冷却ベスト・水冷服・遮熱ヘルメット</div> 【対象経費について】 <ul style="list-style-type: none">市内事業者を支援し、地域経済の活性化を図るため、<u>市内の店舗等</u>で購入したもののみを対象とする。補助対象期間内に、代金の支払いを完了していること。<u>支払い方法は、現金又は銀行振込によるものに限る。</u>補助対象期間内に、対象物品の引き渡しを受けていること。職場において熱中症防止対策として、設置又は利用されるもの。消耗品であって、償却資産の対象とならないもの。中古品でないもの。

※国、県、市及びその他の団体が実施する同様の補助金等の対象となった経費は対象外です。

※補助対象経費の総額は1万円(税抜)以上である必要があります。

申請方法

【提出先】〒744-0008 下松市新川2-1-38 下松商工会議所宛

【提出方法】郵送(令和8年9月30日必着)又は持参により提出をお願いします。

※補助金の限度額内であっても申請は1事業者につき1回限りです。

対象者要件

次の（１）から（８）の要件すべてに該当する必要があります。

- （１） 次の（ア）から（エ）のいずれかに該当すること。
 - （ア） 中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者であり、市内に事務所等を有する者
 - （イ） 下松商工会議所会員であり、市内に事務所等を有する者
 - （ウ） 中小企業基本法第２条第１項に規定する法人であり、市内に本店を有すること
 - （エ） 個人事業者であり、下松市に住民票を有すること

中小企業者の場合、以下の（Ａ）又は（Ｂ）のいずれかを満たすこと（中小企業基本法第２条第１項）

業種	（Ａ）資本金又は出資総額	（Ｂ）常時使用する従業員数
① 製造業、建設業、運輸業 その他（②～④を除く）	３億円以下	３００人以下
②卸売業	１億円以下	１００人以下
③サービス業	５，０００万円以下	１００人以下
④小売業、飲食サービス業	５，０００万円以下	５０人以下

- （２） 許認可等を要する業種である場合は、当該許認可等を得ていること
- （３） 今後も事業を継続する意思があること
- （４） 暴力団等の反社会的勢力との関係を有していないこと
- （５） 性風俗関連特殊営業等を行う者でないこと
- （６） 政治団体、宗教上の組織又は団体でないこと
- （７） 市税の滞納がないこと
- （８） 個人事業主においては、給与収入及び雑所得に係る収入よりも事業収入が多いこと

必要書類

- ①申請書兼実績報告書
- ②対象経費となる内容及び支払金額が確認できる領収書やレシート等
- ③事業活動の確認ができる書類 ※以下のいずれかひとつ
 - 【法人の場合】
 - ・直近の事業年度の確定申告書第一表控えの写し又は履歴事項全部証明書（発行から３ヵ月以内のもの）
 - 【個人事業主の場合】
 - ・令和７年分の確定申告書第一表の控えの写し
 - ・今年開業した者は、開業届及び売上台帳の写し
- ④振込口座の金融機関、口座番号、口座名義の確認できる通帳の写し
※その他、必要に応じ追加書類の提出をお願いする場合があります。

申請書類の入手方法

- ① 下松商工会議所のホームページからダウンロード
- ② 下松商工会議所の窓口にて入手

【お問合せ先】

下松商工会議所 TEL：0833-41-1070
受付時間 8時30分～17時15分 ※土日祝日を除く

下松商工会議所 職場における熱中症防止対策補助金

検索